

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表難波・湊町地域の項中「中央区及び浪速区」を「浪速区及び中央区」に改め、同項の次に次のように加える。

新大阪駅	大阪市東淀川区及び淀川区の区域のうち、市道西淡路南方線と府道熊野大阪線との交会点を起点とし、順次同府道、北緯三四度四四分一七秒・三一東経一三五度三〇分一三秒・九三の地点から北緯三四度四四分一八秒・〇二東経一三五度三〇分一〇秒・四一の地点まで引いた線、市道淀川区第千二百八十三号線、市道淀川区第千二百八十五号線、市道淀川区第千二百八十一号線、市道淀川区第千七百七十一号線、市道十三吹田線及び市道西淡路南方
周辺地域	

線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表備考に次の一号を加える。

十七 新大阪駅周辺地域 令和四年七月三十一日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域として新たに新大阪駅周辺地域を定める等の必要があるからである。